

会計年度任用職員（相談支援リーダー）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（相談支援リーダー）
採用予定人数	5名程度
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置小学校における不登校や不登校の心配のある子どもや家庭に対する支援</li> <li>・相談支援パートナーへの指導・助言</li> <li>・相談支援パートナーの活動時間等の管理、報告</li> <li>・小学校を巡回し、小学校における不登校対策を支援</li> <li>・相談支援パートナーと連携し、未然防止、初期対応に資する不登校対策のための各校種間の連携を推進</li> <li>・不登校児童生徒に対してよりよい支援を行うための学校等への情報提供</li> <li>・その他不登校対策の充実に資する業務に関する業務</li> </ul>
応募資格	<p>市立小中学校で管理職経験を有する方 地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方</li> <li>・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方</li> <li>・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方</li> </ul>
求める人材	教育への知見に優れ、教育相談について知識・経験を有し、子どもへのかかわり方について指導・助言できる方
任用期間	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、翌々年度まで再度任用の可能性あり</p>
勤務場所	<p>市立小学校 ※勤務場所は敷地内禁煙です。</p>
勤務所属	札幌市教育委員会学校教育部
勤務日・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務日：1週間当たり5日（月曜日～金曜日）</li> <li>・休日：日曜・土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日</li> <li>・勤務時間：1週間当たり30時間 8時15分から15時00分まで（休憩45分）</li> </ul> <p>※時間外勤務を命ずる場合あり</p>
給与	<p>月額145,230円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和5年1月時点のものですが、給与改定等により、採用時に変更されることがあります。</p>
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等有（支給要件有）
休暇	年次休暇（任用当初から付与、原則10日）、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有）
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	<p>地方公務員法上の各規定が適用（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）</p> <p>※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能</p>
スケジュール 応募方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募受付期間：令和5年1月6日～令和5年1月27日</li> <li>・面接日程：令和5年2月上旬～中旬</li> <li>・合否決定時期：令和5年2月中旬～下旬</li> </ul>

	<p>・応募方法：上記の受付期間までに写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送</p> <p>※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。</p> <p>※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。</p> <p>※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</p> <p>【履歴書送付先（募集者）】</p> <p>〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10</p> <p>札幌市生涯学習総合センター「ちえりあ」内 札幌市教育センター2階教育相談担当課宛</p> <p>※封筒の表に「会計年度任用職員（相談支援リーダー）履歴書在中」と朱書き</p>
<p>個人情報の取扱い</p>	<p>履歴書等に記載いただいた個人情報は、会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。</p>

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。